

三朝町老人福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

三朝町長

三朝町規則第3号

三朝町老人福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

三朝町老人福祉施設入所等措置費徴収規則（平成20年三朝町規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収すべき費用の額)</p> <p>第4条 被措置者又はその扶養義務者から徴収すべき費用の額は、<u>法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日付厚生労働省老発第0124001号老健局長通知）の別紙2に定めるところによる。</u></p> <p>(対象収入額等の申告)</p> <p>第5条 被措置者及びその扶養義務者は、入所措置が開始されたときにあつては当該入所措置の開始後速やかに、前年度から引き続き入所措置が行われるときにあつては<u>6月20日までに</u>、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等により、町長に申告を行わなければならない。</p> <p>(1) 被措置者 対象収入額申告書（前条の額を算定するために必要となる被措置者の前年（入所措置を受ける月が<u>1月</u>から6月までの場合にあつては、前々年）の収入及び必要経費等を記載した書類をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(徴収すべき費用の額)</p> <p>第4条 被措置者又はその扶養義務者から徴収すべき費用の額は、<u>老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日付厚生労働省老発第0124001号老健局長通知）の別紙2に定めるところによる。</u></p> <p>(対象収入額等の申告)</p> <p>第5条 被措置者及びその扶養義務者は、入所措置が開始されたときにあつては当該入所措置の開始後速やかに、前年度から引き続き入所措置が行われるときにあつては次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等により<u>6月20日までに</u>、町長に申告を行わなければならない。</p> <p>(1) 被措置者 対象収入額申告書（前条の額を算定するために必要となる被措置者の前年（入所措置を受ける月が<u>4月</u>から6月までの場合にあつては、前々年）の収入及び必要経費等を記載した書類をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。